第十二項		
法人税法	法人税法及び地方法人税法	
ついては、同法	ついては、法人税法	
「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」という。）第六十八条の十四第五項（	
租税特別措置法第六十八条の十四第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」	
及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項	
するほか、同法	、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法	

附則第三十三条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十三、第六十八条の十五」を「第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五の五まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十三第一項」の下に「、第六十八条の十四第二項」を、「並びに同法」の下に「とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の六第七項中「並びに法人税法」を加え、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条」に改め、同項の表第二十五条の二第十五項の項中「第二十五条の二第十五項」を「第二十五条の二第十四項」に、「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の二第十項の項中「第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の六」に改め、同表第二十五条の三第六項の項、第二十五条の三の二第五項の項及び第二十五条の三の三第五項の項中「第六十八条の十五の四」を「第六十八条の十五の六」に改める。

附則第三十四条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法」を「平成二十六年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改め、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」に、「第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の七」に改め、同条第三項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に、「平成二十五年新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」を「平成二十六年新租税特別措置法第六十八条の十五の七」に改め、同項の表第一項の項中「並びに前条」を「及び第八項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中所得税法第二百二十四条の改正規定を次のように改める。

第二百二十四条の見出しを「（利子、配当の受領者の告知）」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条中租税特別措置法第四十二条の二の二の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第二十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同条第四項中「、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第二十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第八条のうち租税特別措置法第四十二条の三の改正規定中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第八条のうち、租税特別措置法第七十条の七の四第十三項の改正規定中「に改め」を「に、「前項」を「第十二項」に改め」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に一項を加える改正規定中「の」を「の」と、同条第二十三項中「第二項第五号」とあるのは「同条第二項第四号」に改める。

附則第一条第六号ハ中「第二十三条」を「第二十二条の二」に改める。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条の二　新租税特別措置法第六条第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六条第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

附則第六十三条の表第七項の項中「。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条」を「）第八条」に、「平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において「新租税特別措置法」という。）」を「同法」に、「新租税特別措置法第四十二条の四第十一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第十一項」に改め、「附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を削り、「旧効力連結措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

前条第一項	所得税法等の一部を改正する法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項

附則第七十五条の表第七項の項中